

## 基本構想等について

## 1 基本構想とは

- ・ 基本構想は、区が目指す将来の姿（将来像）を描くものであり、区のすべての計画や事業が踏まえるべき区政運営の最高指針となるものである
- ・ 基本構想は、地方自治法に基づき議会の議決を経て区が策定する
- ・ 現基本構想は、21世紀初頭を目標に総合的・長期的視野に立った21世紀の江東区のまちづくり指針として、平成11年3月に策定

**【地方自治法第2条第4項】**

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

**【地方自治法第281条第3項】**

第2条第4項の規定は、特別区について準用する。

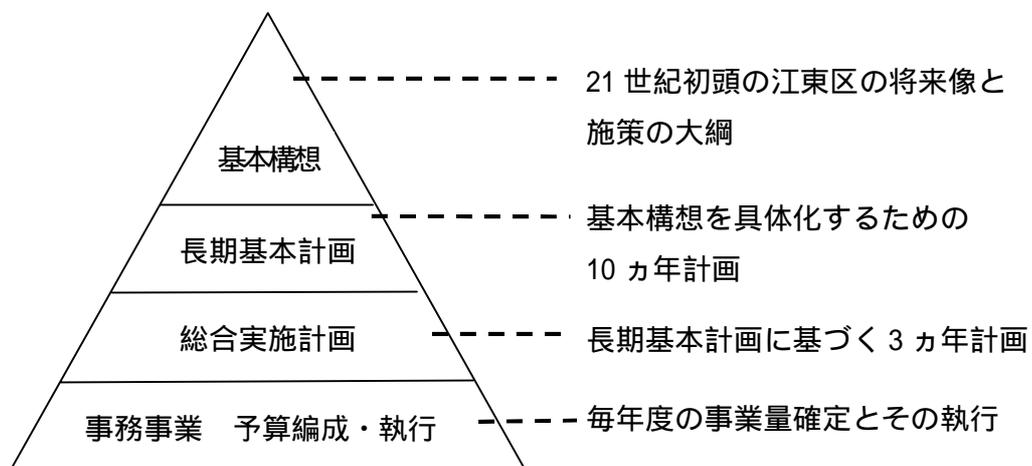
## 2 長期基本計画とは

- ・ 長期基本計画は区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、具体的方向性を明確にするものである
- ・ 現長期基本計画は計画期間を平成12～21年度として、13年3月に策定（17年に改定）

## 3 総合実施計画とは

- ・ 長期基本計画に基づく3ヵ年計画

## 計画の体系図



## 4 江東区基本構想【審議会答申】(平成10年12月)

### (1) 構成

#### 第1章 はじめに

- 1 基本構想策定の背景
- 2 基本構想の役割
- 3 基本理念

#### 第2章 江東区のめざす将来像

- 1 江東区の地域特性と21世紀初頭の課題
- 2 21世紀の江東区づくりの目標
- 3 江東区の将来像

#### 第3章 施策の大綱

創造と交流

支えあいと安心

躍動と調和

#### 第4章 基本構想の実現に向けて

- 1 自立した区政の確立
- 2 区民・事業者とともに進めるまちづくり
- 3 開かれた区政の推進
- 4 高度情報化への対応
- 5 効果的・効率的な行財政運営の推進
- 6 総合的な視点に立った施策の展開

## (2) 答申抜粋

### 創造と交流

区民のライフスタイルや価値観が多様化するなかで、心の豊かさや充実した生きがいのある生活が求められている。区民一人ひとりが個性や能力を発揮でき、区民同士の多彩な交流を支える地域社会を創造していく必要がある。

その基礎づくりのため、明日の社会を担っていく子どもたちが、地域社会のなかで、学習や遊び、スポーツを通じて心身ともにたくましく成長できるように、学校教育の充実に努め、家庭・学校・地域の連携を強化していく。また、区民が生涯にわたって、学習やスポーツ、様々な地域活動や文化活動、他の地域との交流等を活発に行うことができる土壌を培っていく。

さらに、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現に努めるとともに、地域を活性化する産業の振興を図っていく。そして、本区の特長である下町社会の生活文化の伝統を継承しながら、成熟した地域文化を育むまちづくりを推進する。

### (1) 豊かな心を育む生涯学習の推進

21世紀を担っていく子どもたちが、心身ともにたくましく成長し、生涯にわたる学習の基礎を培うため、学校と家庭、地域の連携を基本にして学校教育の充実に努める。

また、区民一人ひとりが、生涯にわたって個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるように、生涯学習、スポーツ、地域活動の場や機会などの条件整備を進める。

### 学校教育の充実

子どもが豊かな心を持ち、たくましく生きる力を身につける教育をめざし、学校施設や設備の充実に加え、社会の課題に対応した教育内容と教育方法の開発に努め、生涯にわたる人間形成の基礎を培う。

( 、 省略 )

## 5 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方【審議会答申】

(平成10年12月)

### (1) 構成

#### 創造と交流

- (1) 豊かな心を育む生涯学習の推進
- (2) 地域文化の継承と創造
- (3) 活力ある地域社会づくり
- (4) 男女共同参画社会の形成
- (5) 地域とともに栄える産業の振興

#### 支えあいと安心

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 健やかな子どもの育成
- (3) とともに支えあう福祉社会づくり
- (4) 心と体の健康づくり

#### 躍動と調和

- (1) 計画的なまちづくりの展開
- (2) 安全で快適なまちづくり
- (3) 環境と調和したまちづくり
- (4) うるおいのある都市空間づくり

(2) 答申抜粋

**創造と交流**

**(1) 豊かな心を育む生涯学習の推進**

< 現状と課題 >

- 1) 子どもを取り巻く教育環境は、学歴偏重の社会的風潮や学校教育の画一性が指摘されたり、いじめや不登校への対応が重要な課題となるなど大きく変化している。こうした変化に対応し、思いやりや生きる力を育むこと、心の教育の重視などが大きな課題となっている。また、国レベルにおいては教育制度の改革が進められており、平成 14 (2002) 年には義務教育においても学校週 5 日制が完全実施される予定である。

( 2 ) ~7) 省略)

< 施策の方向 >

**学校教育の充実**

**ア 教育内容の充実**

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、ゆとりある教育を推進するため、学校運営等の充実を図る。豊かな人間性を備え、国際化、情報化等、新しい時代の潮流に対応する力を養うために、課題に対応する教育内容の創意工夫・充実に努める。また、研修を通し、教職員の資質の向上を図る。

さらに、生命を尊重し、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の教育を推進する。

**イ 良好な教育環境の整備**

学校施設・設備を整備し、耐震性の向上を計画的に進める。また適正配置について、地元等関係者と十分に協議した上で、迅速に進めるなど、安全で良好な教育環境の整備に努める。

集団生活や自然に親しむ機会を得るため、校外施設等の有効活用を図る。

(ウ 幼児教育の充実 : 略)